

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】

2

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】

5

- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】

6

北九州市告示第 19 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 21 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び令和元年 10 月 22 日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司港駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	平成 31 年 4 月 3 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	10 台	平成 31 年 4 月 11 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番

	1 2 台	平成 3 1 年 4 月 1 7 日	青葉自転車保管所
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 3 台	平成 3 1 年 4 月 8 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	平成 3 1 年 4 月 5 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番
小倉北区自転車放置禁止区域外	2 台	平成 3 1 年 4 月 2 日	下城野自転車保管所
	3 台	平成 3 1 年 4 月 4 日	
	1 台	平成 3 1 年 4 月 9 日	
	3 台	平成 3 1 年 4 月 1 1 日	
	4 台	平成 3 1 年 4 月 1 2 日	
	3 台	平成 3 1 年 4 月 1 5 日	
	1 台	平成 3 1 年 4 月 1 8 日	
	4 台	平成 3 1 年 4 月 2 2 日	
	1 台	平成 3 1 年 4 月 2 3 日	
	2 台	平成 3 1 年 4 月 2 5 日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	平成 3 1 年 4 月 1 8 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番
J R 朽網駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	平成 3 1 年 4 月 1 2 日	八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	5 台	平成 3 1 年 4 月 9 日	
	1 台	平成 3 1 年	

		4月12日	
	4台	平成31年 4月16日	
若松区自転車放置禁止区域外	1台	平成31年 4月19日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
JR八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	平成31年 4月15日	北九州市八幡西区築地町10番
八幡東区自転車放置禁止区域外	4台	平成31年 4月16日	築地自転車保管所
JR折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	8台	平成31年 4月10日	北九州市八幡西区長崎町2番
JR陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	平成31年 4月16日	長崎町自転車保管所
JR本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	10台	平成31年 4月4日	
JR九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	22台	平成31年 4月19日	北九州市戸畑区三六町13番
JR戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	21台	平成31年 4月9日	三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止区域外	2台	平成31年 4月8日	

北九州市公告第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和元年5月21日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市若松区向洋町10番2、10番44、10番48及び10番65から10番67まで	北九州市戸畑区飛幡町1番1号 日本製鉄株式会社 八幡製鉄所 八幡製鉄所長 谷 潤一

北九州市公告第36号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月21日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）